

● 2月26日、27日に他会派議員が行った一般質問と答弁の概要を紹介します。

前波 健史（自民党 伏見区） 2004年2月26日

## 1) 観光振興について

【前波】観光は、21世紀の成長産業と言われる中、本府でも、豊かな観光資源を活用した国際観光の一層の振興が求められる。とりわけ、近年、急速な経済発展を背景に、海外旅行者が急増する中国に対する取組みを強化することが重要。

(1) 昨秋、知事による上海での観光・ビジネスプロモーション実施等の取組みが進められ、本年1月、上海で開催された観光展にも出展されたが、観光展の概要及び現地の反応はどうか。

【商工部長】ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部が主催した「日中文化観光交流展」に出展し、京都のPRをした。2日間で18000人余の人が訪れた。パンフ配布、舞妓さんとの記念撮影、京舞の披露などを行い、京都を強く印象付けた。

【前波】(2) 中国に赴いての京都観光PRも重要だが、中国から入浴いただき、京都の素晴らしさを知ってもらい取組みを進めるべき。今後、中国に対するこうした取組方策は。

【商工部長】中国の関係者を京都に招請し、誘客拡大につなげる事業も必要。学研都市地域も含めた産業施設の視察を通常観光と組み合わせたツアーとして検討していきたい。

## 2) 政策ベンチャー事業について

【前波】厳しい財政状況の下、「かいかくナビ」に基づく府庁改革を成し遂げるには、若手職員の意識改革等が重要で、「政策ベンチャー事業」に基づく施策が来年度予算に盛り込まれている。こうした研究成果が予算化されることは、若手職員の士気高揚に資するだけでなく、斬新なアイデアを素早く施策化することが可能となり、行政サービスの充実にもつながる。今年度の「政策ベンチャー事業」における政策提案の概要はどうか。また、それをどう施策に生かすのか。さらに、今後の取組方針について、知事の所見を伺いたい。

【知事】あらゆる局面で行政として対処しなければならない問題に、縦割りの発想でなく、柔軟に対応できる行政システムの構築が求められている。一つの手法として、職員自ら挑戦すべきテーマを選び、民間の人たちとネットワークを広げながら行政の施策を研究・実行していく。そのことを通じて、硬直しがちな府庁組織全体を活性化していくという方法が必要。

京都府では、若い人の研修事業として、ヤング・ブレイン・ネットワーク21という事業を行ってきたが、研究成果を速やかに施策に反映できるよう「政策ベンチャー事業」を展開してきた。来年度は、所属部局にかかわらず、企画提案した事業を職員自らが事業化まで手がけることが可能となるしくみを創設したい。職員一人一人がさらに力強い戦力になってくれることを大いに期待をしている。

### 3) 市街化調整区域における土地利用規制について

【前波】都市計画法に基づく「線引き制度」は、一定の役割を果たしてきたが、市街化区域に近い調整区域においては、下水道等の公共施設の整備が進んでいるものの、土地利用規制は依然として厳しいままであるとの不満の声が聞かれる。今回の条例案は、一定の要件の下で調整区域の土地利用規制を緩和するもので、地域の活性化という点から歓迎する。調整区域における土地利用規制については、都市近郊農家を守る観点や地域の活性化を図る観点等、地域の実情に即した柔軟な対応をすべきだと考えるが、所見を伺いたい。

【土木建築部長】計画的な街づくりを進めるため、いわゆる「線引き」については、適宜、見直しを行うこととしており、現在、綾部市や福知山市でその作業を進めている。開発許可基準についても見直しを行い、区域指定に関する条例を今議会に提案している。

市町村が街づくりの観点から、地域住民とともにきめ細かな計画を地区計画として都市計画に定めることにより、地区計画に適合する開発は市街化調整区域においても認められることから、すでに京田辺市や久御山町など地区計画の活用事例がある。よりいっそう市町村の主体的な街づくりを円滑にすすめるため、府では昨年、市街化調整区域における地区計画運用指針案を策定し、現在、施行している。

**村井 弘（公明党・府民会議 宇治市・久世郡） 2004年2月26日**

#### 1) 障害者雇用について

【村井】(1)城陽障害者高等技術専門校の充実を図るため、縫製・紙器製造・OA事務となっている訓練科目について、工業製品の組付け等、企業ニーズに合致した科目設定が必要だが。

【府民労働部長】訓練内容の変更等について、企業ニーズや訓練生の障害特性、就職・職場定着状況にも留意し、必要に応じ検討していきたい。16年度、障害者の訓練を実施し拡充する。

【村井】(2)先般、広島県の地域障害者雇用支援センターを視察したが、職業訓練施設を有する設置型センターであること、ジョブコーチ機能があること、に有効性を感じた。①本府の「障害者就業・生活支援センター」では、職業準備訓練について他施設への斡旋が行われているが、具体的にどのような機関と連携されているのか。また、就業及び生活支援の充実に向け、ハローワークや府障害者雇用促進協会等との連携が重要と考えるがどうか。

②授産施設等で働く障害者の約半数の者が企業就職を希望しているものの、実際に就職できた者は1%程度に止まり、一般就労への移行は困難な状況。国は法改正も視野に入れた検討を進めているが、本府として十分と考えているのか。独自の取組みが必要と考えているのか。

【知事】府内民間企業の障害者雇用率は1.57%と法定雇用率以下。「就業・生活支援センター」が他機関と十分連携をとることが必要。職業準備訓練は、京都障害者職業センターと連携しており、職場実施については、福祉工場や清掃会社の協力を得て実施。16年度からジョブコーチが配置の予定。企業への受け入れについて、センターを中心に、ハローワーク、府障害者雇用促進協会等で構成する連絡会議を開催し、100人をこえる障害者を支援し、13人の就職実績をあげた。こうした中で、「第1回アビリンピック京都大会」を開催した。全国平均を上回る37

企業等から90人が参加し、一層の雇用促進がはかられるよう期待している。

**【村井】** (3) 広島センターでは、就職までの支援だけでなく通勤援助や相談・指導等が行われているが、城陽校における訓練生の就職率、定着率はどうか。また、就職後及び就職後退職された方への支援については、職場訪問等のもとより、再訓練を行うための随時入校制度や訓練期間の延長が必要。定着率向上に向けた取組方策はどうか。さらに、修了生の集いや保護者会の結成、ボランティアの結集等の修了生への支援を強化すべきと考えるがどうか。

**【府民労働部長】** 就職率は13年度、23人中15人。14年度、26人中12人。定着率は3分の2。訓練指導員等が就職先を訪問し、激励・相談指導、事業主へのアドバイス等を行っている。就職後退職者には、職場適応訓練等により、再就職を支援している。保護者会等の結成については、今後、関係機関と連携をとりながら、検討していきたい。

**【村井】** (4) 広島では、障害者雇用率が高い水準で推移している。これは、東洋工業等の自動車関連産業を中心に、労働力の確保と定着、労働の質の向上という点が地域の課題となり、こうした伝統の中で障害者雇用も育まれてきたという独自の環境がある。本府でも、訓練の現場強化、就職先の開拓等、法定雇用率達成に向けた支援策の強化が必要と考えるがどうか。

**【知事】** 法定雇用率の達成に向け、昨年末に雇用のミスマッチ対策を追加した就業支援計画の中でも「就職に向けた一貫したとりくみを強化すること」としており、同センターと京都・福知山の高等技術専門校が連携し、知的障害者等を対象とする一貫した支援体制を整備し、府独自の障害者自立就労支援事業を全国に先駆けて実施する。また、新たな職業開拓のため、離職者向け短期職業訓練で、知的障害者を対象とした介護サービス等の訓練を実施する。無認可の共同作業所に対する補助金の単価をアップする。今後とも、関係機関と連携し、法定達成率に向けて全力をあげるとともに、17年度からの新たな「障害者基本計画」策定に向け、雇用確保のための有効な方策を検討していきたい。

## 2) 中小企業総合センターの機能強化について

**【村井】** 中小・個人企業の支援機関である中小企業総合センターでは、研究開発や各種セミナーの開催等大きな成果を上げているものの、技術取得の支援機能が弱い。中小企業にとっては、設備投資が困難な面もあり、同センターの機械加工試験用機器について、最先端技術の先取りが可能な機器を整備するとともに、技術支援分野の機能について、自動車産業を機軸に順調な仕事量が確保されている中部地方等との競争力を比較して、早急に強化すべき。

**【商工部長】** 同センターと財団法人・京都産業21が同じ建物に入居し、技術・経営の両面にわたるワンストップサービスを提供している。技術開発力の向上が大きな課題で、同センターが仲介役となって産学連携をすすめ、技術開発、製品開発への相談・支援を行っている。高度な試験分析機器を重点に整備をすすめており、16年度は蛍光X線分析装置などを整備したい。設置した設備は自由に利用できるよう広く開放しており、多くの企業の研究開発に利用されている。今後とも、技術開発の中核となる人材育成に努めるとともに、試験・分析機器を十分活用し、中小企業の技術力向上を積極的に支援していく。

## 3) 商店街振興について

**【村井】** 宇治橋通商店街は、府道等のハード整備に併せて空き店舗を活用した「親子ひろば」

が設置される等ソフト面での取組みが進む中、観光客へのアプローチが重要。個店の魅力づくりの推進にも期待が寄せられるが、ソフト面での活性化に向けた今後の取組方策について。

【商工部長】宇治橋通商店街では空き店舗を活用した「親子ひろば」が開設されたが、子育て支援と商店街振興を同時にはかるモデル的事業として支援した。今後、対象を社会福祉法人やNPO法人にも拡大し積極的に支援していきたい。この界限には多くの観光客が訪れているが、観光客もとりこめる商店街としてより多くの魅力ある個店の集積が期待されている。16年度、商店街団体への支援に加え、魅力ある店舗づくりの調査研究やビジネスプランの策定などにも支援を広げていく。

## 中小路 健吾（民主・府民連合 長岡京市・乙訓郡） 2004年2月26日

### 1) DV対策について

【中小路】DVは、家庭内等の極めてプライベートな空間で発生するため、その対策も受け身的にならざるを得ない。その防止には相談体制の整備が重要。(1)被害者が第三者に相談することは勇気を必要とし、相談した事実が加害者からの更なる暴力につながりかねないとのリスクを背負うため、相談者のプライバシーや精神面に配慮した相談体制が求められる。相談窓口におけるプライバシー保護等に関する取組状況について、今後の課題も含めてどうか。

【保健福祉部長】配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口では、DV被害者の安全確保と安心して相談できる体制づくりが重要。プライバシー保護に配慮し、きめ細かな対応で精神面のケアにも積極的に対応。今後とも、より徹底した情報管理と相談体制強化にとりくむ。

【中小路】(2)相談内容によっては、保護命令の申請や一時保護等の対応が必要となるが、関係行政機関や警察、関係団体等との連携状況はどうか。

【保健福祉部長】警察や裁判所とも緊密に連携し、それぞれの段階で同センターが核となり、司法・医療・福祉・教育等の関係機関・団体の連携で、安全確保と自立支援に努めている。

【中小路】(3)DV防止法については、被害者の家族は保護対象とならないこと、退去命令の期間が2週間と短いこと等の課題が指摘される中、施行後3年を目途に見直しが行われることになっているが、今後、同法の実効性を高めていくための課題についてどう考えているか。

【保健福祉部長】DV防止法は、指摘の点や市町村の役割、被害者の自立支援、加害者の更生に触れていない点が課題。昨年3月、全国の主要都道府県とともに、これらの課題について国に改善を提言したところ。最近まとめられた改正案骨子では多くが取り入れられている。

【中小路】(4)警察本部におけるDVに関する相談の現状及び相談者に対する配慮に係る取組状況はどうか。また、最近における検挙事案の状況及びその特徴点はどうか。

【警察本部長】15年中に591件、16・8%の減少。個室相談室を設けるなど相談しやすい環境整備につとめ、希望に応じて女性職員が対応するなどプライバシー保護、精神面の配慮を行っている。相談者の意向を尊重し、加害者に対する警告、検挙の措置を迅速に講じている。15年中の検挙は計 45件、21・6%の増加。被害が長期化、悪化する傾向にある。

## 2) 障害者の雇用対策について

【中小路】(1)授産施設や共同作業所について、新府総では、すべての市町村に設置するとの目標が掲げられているが、現時点での進捗状況はどうか。目標達成に向けた今後の課題は。

【保健福祉部長】今年度、通所授産施設3カ所、共同作業所5カ所を整備中で、府内33市町に90施設整備の予定。今後、市町村・関係団体とも連携し、計画的に施設整備をすすめる。

【中小路】(2)府内の障害者雇用率は法定雇用率を下回る状況にあり、一層の努力が必要。①障害者雇用納付金制度では、障害者雇用配慮した子会社を設立し、一定の要件を満たした場合、子会社の障害者雇用者を親会社の雇用者とみなす「特例子会社制度」が設けられているが、府内の活用状況は。未達成企業に対し本制度活用を働きかけるべきと考えるがどうか。

②一企業単独で「特例子会社」の設立が困難であるなら、複数企業の共同出資によって設立し、出資比率に応じて親会社の雇用率に算入できるような仕組みとするなど、企業が有効に活用できるよう、制度改正を国に働きかけるべきと考えるがどうか。

【府民労働部長】昭和61年に「特例子会社」1社が設立され、現在14人が雇用されている。法定雇用率達成に有効だが、親会社の理解が必要であり、京都労働局や障害者雇用促進協会と連携し普及に努めるとともに、必要な制度改正を国に働きかけていきたい。

【中小路】(3)障害者雇用を促進するには、就労先の確保、職場定着に至るまでの相談・支援を担う「障害者雇用支援センター」のような機能が求められる。本府においては、障害者雇用納付金制度による「障害者雇用支援センター助成金制度」は活用されていないが、本助成金を活用しながら、支援センターの機能を整備すべきと考えるがどうか。

【府民労働部長】同センターは、障害者の職業的自立を支援するために必要な施設だが、本府では「障害者就業・生活支援センター」を昨年4月に整備したところであり、府独自に就業支援推進員を配置する予算をお願いしている。助成を活用して整備するためには、広域法人が整備の主体となるものであり、現時点で手をあげている広域法人はない。

【中小路】(4)①「障害者地域生活支援センター」について、新府総では6つの障害保健福祉圏域毎にそれぞれ3箇所以上設置するとの目標が掲げられているが、現在の進捗状況はどうか。②既存の「障害者地域生活支援センター」に雇用や就労に関する支援機能を付加し、福祉・雇用・教育の各部門の円滑な連携を図ることが、障害者行政のワンストップサービス化につながるものとするがどうか。また、実現に際しての課題はどうか。

【保健福祉部長】身体・知的・精神の障害種別毎に計18カ所の設置。一部地域で障害種別の配置バランスが整っていないため、相談窓口の再編・整備等によるサービス向上を視野に入れた支援体制を新たに構築する。支援ネットワーク推進会議で市町村・関係団体と協議し、真に利用しやすい相談支援体制となるよう、福祉・雇用・教育等、各部門の連携強化を図る。

## 3) 公共サービスの民間開放について

【中小路】(1)「いかかくナビ」の中にある「交流・連携促進プログラム」では、「地方独立行政法人化の検討」、「PFI手法の導入」、「民間委託の推進」など、公共サービスの民間開放に向けた具体的な方向性が示されているが、「民間委託」について、どのような手順で推進するのか、今後のスケジュール及び取組方針はどうか。また、その際には、「公共性」、「官民の役割分

担」をどのように捉え、規定するのが重要と考えるがどうか。

【知事】「民間委託」には2つのアプローチがある。一つは、民間で出来る部門はできる限り民間に委託し民間活力を増大させるとともに、地方公共団体の合理化を推し進めるもの。もう一つは、住民の側からのアプローチで、住民自らの受益と負担、責任のもとに、出来ることは行っていこうという時に、行政が業務を見直し、民間委託を行うもの。「公共性」について、最近では「公」と「共」を分ける考え方もあるが、時代とともに動いており、「公」「共」の概念を定義として捉えると、柔軟な対応を欠く恐れがある。これからは、2つのアプローチの各場面で検討することにより、より効率的で柔軟な民間委託を推進していく。第一のアプローチは、「いかかくナビ」に従い「指針」を出来るだけ早く策定し、推進していきたい。第二のアプローチは、アクションプランを策定し、積極的な協働関係をつくりあげていく。

【中小路】(2)公共サービスの民間開放を行う本旨は、事業者決定段階における競争環境の構築と事業実施過程における民間ノウハウの活用によるVFM(バリュー・フォー・マネー)の実現にある。①入札時に民間事業者から技術提案を求め、工事の効率化を図ることにより、コスト削減を実現するVE(バリュー・エンジニアリング)という手法が本府でも試行されていると聞く。こうした手法を、入札時だけでなく、事業実施過程においても活用して、民間がより柔軟に対応できるような事業者選定方法に転換していく必要があると考えるがどうか。

②環境や障害者雇用への取組み等の政策的課題への貢献度を指標化し、総合的に評価した上で事業者を選定する「総合評価入札制度」という考え方がある。本制度の導入は、民間企業等に対する社会的価値実現への大きなインセンティブとなる可能性があると考えがどうか。

【出納管理局长】公共性、透明性、経済性確保の観点から競争入札が基本。公共事業では、VE手法を試行的に導入し11件実施。呑竜トンネル建設工事で全国初の提案型競争入札を行い、約7億円の削減がはかられた。総合評価入札制度については、対象となる事業や適正な評価基準のあり方等についての検討を行う中で、有力な方法の一つとして活用をはかっていく。

## 千歳 利三郎（自民党 舞鶴市） 2004年2月26日

### 1) 過疎地域における公共交通の確保について

【千歳】高齢者の生活や児童生徒の通学の足を支える公共交通は、重要な社会基盤であり、今後とも、本府として、その維持確保が図られるよう、抜本的な対策が必要と考える。

【企画環境部長】過疎地域の公共交通について、府としてはバス路線の維持、KTRの運行支援など生活交通手段の確保に全力を尽くしてきた。このたび、府北中部においてバス運行に大きな役割を果たしてきた京都交通が会社更生手続きをとることになり、現在、管財人の経営状況点検が進められており、府としては、バス路線の確保を強く要請するとともに、地域の生活交通手段をどう確保するかという視点に立って問題に取り組んでいる。

住民の足の確保については、バス路線維持の独自助成を行っているが、路線バスによることが困難な状況が生じている地域では、地元自治体による自主運行やスクールバス等の活用がすでに進んでいる。府はその活動を支援し、また、自主運行を含めた新たな取組みを具体化させる補助制度も創設してきた。さらに、過疎地域の交通手段確保は他府県でも様々な取組みが行

われており、それらの工夫も取り入れ、あらゆる可能性も追求して、各地域の実情に応じた交通のあり方を検討する必要がある。府としては、基幹となる交通手段を確保するとともに、地元の取組みを支え、地域の生活交通手段が失われることのないよう努力する。

## 2) 舞鶴港の振興について

【千歳】舞鶴港にガントリークレーンが竣工し、今後、国際コンテナ港として、国内外へのポートセールスにも大いに拍車がかかるものと期待する。(1)舞鶴港の主力である原木等の貨物が減少する中、コンテナ貨物の増大と併せて、雇用効果の高いバラ積み貨物の復活、生鮮野菜等新しい貨物の開拓が急務と考える。また、韓国、台湾をはじめ中国の東北3省、極東ロシア等との貿易拡大について、今後の取組方策及び展望はどうか。

(2)舞鶴港では、本年7月、舞鶴～小樽間に日本最速フェリーの就航や、「飛鳥」等の大型クルーズ客船が上半期だけで4度も寄航予定であるなど、来年度は舞鶴港にとって攻めの年になる。こうした中、高速フェリーの就航やクルーズ客船の来航など、「ひと」・「もの」の両面から、舞鶴港の振興と地域の活性化に取り組むべきだと考えるが、どうか。

(3)舞鶴港の知名度アップを図るため、「きょうと舞鶴港」への名称変更を要望する。

【知事】(1)韓国・中国へのトップセールス等をおこない、ガントリークレーンを設置した結果、トステムが大連から綾部工場向けの貨物の全量について舞鶴港を利用することとなった。トステムの利用により、舞鶴港のコンテナ取扱量は現在の5割増になる。昨年4月、トステムの利用もあり就航した大連～青島航路も、この3月から舞鶴港が日本での第一寄港地となり、一番早く荷揚げがされるという有利な条件が整った。舞鶴港の新たな需要開拓、新規貿易品目の開拓も重要であり、舞鶴21の倉庫に低温高速機能を付加するための予算をお願いし、極東ロシアなどからの農産物輸入に対応できるよう環境整備と集荷活動を進める。

(2)4月には日本で最速のフェリーが就航し、小樽～舞鶴間が一举に10時間短縮できる。3月に大阪で舞鶴港セミナーを開催し、新規物流開拓、北海道からの観光客誘致に取り組む。舞鶴湾をはじめ北部の観光資源を背景にクルーズ客船を誘致し、「飛鳥」をはじめ複数の客船が春から夏にかけて寄港することとなった。客船は舞鶴にとどまらずKTRのタンゴ・ディスカバリーをチャーターし京都や丹後の周遊観光を行うなど広域観光の門戸港の役割が期待される。

舞鶴港振興では大変いいことばかり続いているが、物流総量からみるとまだまだこれから。競争も激しさを増し、これからが正念場。今後、しっかりした戦略を構築する必要がある。

## 3) 児童虐待について

【千歳】(1)近年の本府における児童虐待の件数、児童相談所が行った立入り調査や一時保護等の状況はどうか。また、そうした対応を通じた課題認識はどうか。さらに、児童虐待問題に関する取組状況及び今後の取組方針はどうか。

【保健福祉部長】児童相談所に寄せられた虐待相談件数は、平成14年度は238件で、児童虐待防止法施行前の11年度と比較すると約2・5倍。府域全体をカバーする児童虐待防止ネットワーク会議を設置したことなどにより、虐待への認識が高まり様々な虐待通告が寄せられるようになってきた。また、児童相談所と警察、弁護士など関係機関との連携も強化され、児童相談所の立入り調査や一時保護など積極的対応を行っている。立入り調査は学校、警察と連携を図

る中、今年度は3件実施。一時保護も今年度34件で前年より70%増加している。

しかし、立入り調査等は、強制的に行うにも法的根拠が不明確で、保護者の児童相談所に対する強い不信感が残り、事後の保護者への指導に苦慮するなどの課題があり、現在、実効性のある法制度整備に向け、児童虐待防止法などの改正が検討されている。

府としては、児童相談所、保健所などの相談体制の強化や府民への周知啓発など児童虐待の予防から再発防止に至るまで総合的取組みを推進してきたが、今後、市町村ネットワークの拡大など児童虐待防止のための基盤強化をさらに進め、関係機関、団体はもとより、府民としっかり共同しながら児童虐待ゼロをめざす取組みを積極的に進める。

**【千歳】**(2)岸和田市の事件においては、学校や児童相談所が事態をある程度把握していたにもかかわらず、親の脅迫的な言動が適切な対応を妨げたと聞く。様々な事件捜査に習熟する警察官を動員すれば、事態の未然防止が一定可能と考えるが、児童虐待の検挙状況や特徴はどうか。関係機関との連携強化や一歩踏み込んだ対応方策について今後の取組方針はどうか。

**【警察本部長】**児童虐待事案の認知状況は、平成15年度中の発生事案は17件、前年比13件増と大幅に増加。その内容は、児童の身体に暴行を加えるなどの身体的虐待が13件、食事を与えないなどのネグレクトが2件、児童へのわいせつ行為などの性的虐待が1件、言動による児童への心理的虐待が1件。被害児童の保護および事件検挙状況は、15年度、警察が児童相談所に通告し保護された被害児童は5人、前年に比べ2人増加。事件検挙は、傷害、強制わいせつ、殺人未遂および保護者遺棄事件で3件・4人を検挙。

今後の対応は、児童相談所等の関係機関との連携、情報交換をいっそう強化し、児童相談所等からの援助要請を受けた場合は、対応方法、役割分担などを速やかに検討し事案に即した適切な援助を行うことにいっそう努める。また、少年相談、110番通報の取扱い等の様々な警察活動の機会をとらえて児童虐待の早期発見に努め、被害児童を発見した場合には、児童相談所への通告、あるいは適切な事件化に努め、児童保護に万全を期す。

#### 4) 警察署の再編について

**【千歳】**警察署の再編については、昨年答申を踏まえ検討が進められているが、府民の安心・安全を守るには、地方振興局等の再編とは異なる基準があつてしかるべきであり、地域の実態に即した合理的な再編を要望する。

## 角替 豊(公明党・府民会議 南区) 2004年2月27日

#### 1) 性同一性障害者の人権保障について

**【角替】**性同一性障害者は、内面的な葛藤に悩むだけでなく、例えば、住民票には自分の容姿と異なる性別が記載されていることから、家の賃借を断られる等社会生活上の悩みも抱えている。昨年7月のいわゆる「性別変更特例法」の制定や、行政文書における性別記載の見直しを進める自治体もある等、性同一性障害者に対する認識と理解の進展が見られる。

(1)本府においても、性同一性障害者に対する人権保障施策の推進を求めるものであるが、府域における人権保障の状況について、現状及び認識はどうか。



【府民労働部長】平成15年に性同一性障害者の性別の特例に関する法律が制定され、本年7月から戸籍の性別を訂正することが可能になり、一部の自治体において採用試験申込書の性別記載欄を削除するなどの動きが出ている。府内における性同一性障害に関する人権相談事例としては、京都中央法務局、京都労働局において、本人からの日常生活の相談や雇用主からの勤務条件改善に関する相談など年に数件ある。

【角替】(2)府行政文書の点検・見直し、職員研修の実施、市町村との情報交換や連携等について、速やかな実施を求めるものであるかどうか。

【府民労働部長】正しい理解を促すための啓発を市町村等とともに連携して実施し、職員研修でも取り上げていく。行政文書の点検・見直しは、人権保障の点から適切に対応していく。

## 2) 男女共同参画推進条例について

【角替】男女共同参画社会の実現は、人権上の観点のもとより、少子高齢化の進展により働き手の減少が進む中、男女で社会を支える仕組みに変える必要があること、また、日本がジェンダー構造を残したままでは、世界の経済活動から排除されかねないこと等の視点から、「男女共同参画推進条例」に関し、知事の所見を伺いたい。

(1) 基本法では「性別による固定的な役割分担」をキーワードに、これを反映した制度の慣行を中立的なものに変える必要があるとされており、「制度改革」の必要性という目標が明確になっている。しかし、本条例第3条の2項には、「性別による固定的な役割分担」の文言がない。この文言は前文で用いられていることから「性別による固定的な役割分担」が反映された制度や慣行を改革するとの問題意識が、基本法に比べて迫りに欠け、不鮮明になっている。条例では、何が阻害要因であると認識し、どのような取組みで解決しようとしているのか。

【知事】男女共同参画社会とは、性別にもとづく差別的取り扱いや性に起因する暴力を防ぎ、男女のお互いの尊厳が守られる中、社会の様々な分野でその個性と能力を十分に発揮できる社会。「性別による固定的な役割分担」を背景とした差別的扱いは、男女共同参画社会の実現を疎外することから、前文の冒頭で明記するとともに、条例案第3条2項で「社会における制度または慣行についての配慮」について規定した。

【角替】(2)前文「京都では古くから文学等において、女性が活躍し…多様な歴史文化を培ってきた…」に関し、男女共同参画社会の基礎付けを「歴史」に求めることには無理があり、あくまで「人権」の理念に求めるべき。紫式部等の優れた歴史があるものの、これが京都で男女共同参画社会を実現していく拠り所となるのか。それなら「五番町夕霧楼」の舞台であったことはどう評価するのか。日本には夫婦別姓の歴史もあったが、今、選択的夫婦別姓の制度化を提案することが適切なのか、疑問がある。前文のこの部分は何を意味し、条例の構成の中で何を担っているのか。

【知事】紫式部から綿矢りささんまで、京都において女性が能力を発揮されてきた、発揮されていることをふまえ、男女共同参画社会の実現に向かって進んでいきたい。

【角替】(3)前文「男女の違いを認め合いながら」に関して。①基本法では「性別による差別的取り扱い」等を男女共同参画の阻害要因とし、「性別にかかわらず」能力の発揮できる社会を目指すとされているにもかかわらず、本条例で「男女の違い」に言及することに疑問を感じる。出産等の女性の身体的特徴が職業上の障害とならないよう制度的配慮を講じるべきとの趣旨な

のか、身体的特徴が違えば社会的役割も違って当然との趣旨なのか。この文言の意味と意義は、②性同一性障害にも見られたように「男女の違い」は決して自明でなく、また、法や行政は「どのように生きるか」という価値観や倫理観に踏み込むことは許されず、あくまでも人々を支えること、すなわち人権を保障することにその役割がある。「男女の違い」との文言に、規範としての「男らしさ」「女らしさ」の気配を感じるとともに、この文言の前後にある「絆の大切さ」、「心と心の結びつき」等の倫理・道徳・価値観に基づく文言にも違和感を感じるが、この段落全体は、何を主張しているのか。

【知事】「男女の違い」については、生物学的には男女に違いがあるということを認めた上で、母性保護など必要な配慮をしながら、一人ひとりの個性を尊重し、その選択を認め合い、個人の能力を十分に発揮できる社会の実現をめざすことを明らかにしているもの。

### 3) DV加害者対策について

【角替】DVの被害件数が増加する中、その防止に当たっては加害者対策が重要。本府では、「男の非暴力グループワーク事業」に取り組まれているが、本事業の成果及び課題をどのように総括しているか。今後の事業継続及び充実方策の考え方は。

【府民労働部長】「男の非暴力グループワーク」は今年度から女性総合センターで実施し、のべ200名以上の男性の参加があった。サポーターの助言のもと、同じ悩みを持つものが自分の経験を話し合い、相手の気持ちを理解することにより暴力に訴えることをなくしていく上で有効なもの。いっそう効果的なものとなるよう工夫しながら、継続実施していく。

## 北尾 茂（民主・府民連合 城陽市） 2004年2月27日

### 1) 社会的引きこもりについて

【北尾】社会的引きこもりについては、全国的にも多数の相談が寄せられているが、援助終了後も改善が見られないケースが約25%に上るなど事態の深刻さが窺える。事態の改善を図るには、社会、家族、個人がバラバラという引きこもり特有の状況を打破することや、不登校対策との連携が重要との指摘もある中、本府では研究会を発足させ、現状把握や相談機関とのネットワーク化、相談等の取組みが進められているが、現状及び今後の取組方策はどうか。引きこもりについて、正しい理解に立った取組みが必要と考えるが、知事の所見を伺いたい。

【知事】平成14年の厚生労働省調査では、府内で京都市を含め電話相談284件、来所相談105件を受け付けている。まだまだ多くの当事者や家族に支援の手が及んでいないのではないかと懸念する。昨年発足させた青少年の社会的引きこもり支援施策検討研究会で当事者の方から体験を聞かせていただいた。家族を支援する体制づくりが最も重要ではないか。府としては11月に合同相談会を行った。保健所や市町村担当職員を対象とした合同研修会も近く開催する。年度内に府民向けリーフレットを発行し啓発に努める。新年度は、家族教室、訪問相談の検討、宿泊共同体験モデル事業、18歳以上にたいする相談支援体制の確立、就労支援プログラムの検討を行う。今後は、各支援機関がネットワークを構築し、それを府がしっかり支えていくような体系的で実効性の高い支援策を展開していきたい。

## 2) 山砂利問題について

【北尾】山砂利採取地跡地問題について、城陽市においては、東部丘陵地利用計画の具体化に向けた調査・検討等、早期の事業着手を目指す取組みが進められている。本件を巡っては、①秩序ある適切な山砂利の採取、②山砂利運搬ダンプの市街地からの迂回走行の実現、③東部丘陵地利用計画の推進等、課題が山積する中、課題解決に向けた本府の取組方針について。

【企画環境部長】採取地の修復整備は、まちづくり、防災、環境整備の前提となるので、京都府、城陽市、近畿砂利共同組合の三者で設立した財団法人城陽山砂利採取地整備公社を核に、計画にもとづいてこれまでに約500万立方メートルの埋め戻しを行ってきた。また、早朝・夜間のダンプ通行禁止等、住民に迷惑をかけないルールの徹底や場内道路の活用など改善を推進していきたい。跡地利用については、今後の城陽市のまちづくりのあり方の中で具体化されていくものなので、城陽市と連携をとって取り組んでいきたい。

## 3) 木津川右岸運動公園について

【北尾】木津川右岸運動公園整備事業については、地元要望を反映されるとともに、スポーツをはじめ様々な形で楽しめ、憩える空間の創出、荒廃した山砂利採取跡地の修復と跡地利用への先導的なものとして結実することを要望する。

## 4) 道路整備について

【北尾】城陽市における歩行者の安全確保及び交通渋滞解消の観点から、八幡城陽線の拡幅整備及び上狛城陽線整備に係る今後の見通しについて、所見を伺いたい。

【土木建築部長】府道八幡城陽線については、当面の歩行者対策として歩道整備を進めているところ。まちづくりの主体である城陽市の考えを聞きながら対応したい。府道上狛城陽線の城陽市内の整備については、南側の残る未改良区間約1.7kmについては厳しい財政状況のもと、城陽市南東部において国道307号青谷道路の早期事業化に取り組んでいることから、今後の検討課題としていきたい。

## 菅谷 寛志（自民党 山科区） 2004年2月27日

### 1) 公務員制度改革について

【菅谷】公務員制度改革については、平成15年にも法案提出が予定されていたが、連合等からの反対もあり頓挫している。改革のポイントは、能力や業績を反映した給与制度の確立等の新しい人事制度の構築にある。また、マンパワーの改革こそが最大の課題となり、課題解決のためには、組織の長のリーダーシップとマネジメント力が大きく左右すると考える。

(1)公務員と組織の長という2つの立場の経験を踏まえ、マンパワーの改革である公務員制度改革をどう評価しているか。リーダーシップやマネジメント力を発揮すべき組織の長として、人的資源を生かすための人事システムとは、どのようなものであるべきと考えているのか。

【知事】組織が存在する価値・目的を明確にし、それを実現するための活動を自ら評価し自己

改革する仕組みを持つべき。公務員の場合、この点をあいまいにすると弊害に陥りやすい。人的資源の活性化には、組織の長のリーダーシップのもと、価値・目的を前提に置いた上での人事評価の実施や自己改革の力を引き出す人材育成を行うなど、職員のやりがい度を上げる人事システムをつくることにより、そのパワーを最大限に引き出すことができる。今回、地方機関の再編・統合にあたり、こうした観点から、経営品質などの取組みを導入し、ニューパブリックマネジメントの仕組みを入れるよう努力している。

**【菅谷】**(2)公務員制度改革は、形は変われども確実に実施されるものであり、国の法改正を待つことなく、本府としても、今から、知事の目指す人事システムの確立に向け、しっかりとした調査研究が必要と考えるが、現在の取組状況はどうか。

**【知事】**国の公務員制度改革については、こうした目的意識の部分がないまま、制度などの問題に入っており、足踏みの原因ではないかと考えている。人事評価については、学識経験者等の意見も聞きながら、新しい独自のシステムを構築するため、現在とりくんでいる。

## 2) 教員の資質向上について

**【菅谷】**来年度から試行される教員評価制度については、硬直化しがちな教員を活性化させ、資質向上に結びつくものと期待する。(1)不適格教員に対しては特別研修が実施されている。不適格とまでは言えないものの、指導力に問題がある教員に対しては、校内研修が実施されているが、受研生は何人か。また、こうした教員が教壇に立つことで被害を被るのは子どもたちであることを考えれば、徹底した再教育が必要と考えるがどうか。

**【教育長】**校内研修を受ける教員は、14年度約150人いたが、15年度は約100人。来年度は、新たに府総合教育センターに教員の資質向上総合アドバイザーを設置し、計画的に巡回して、具体的な場面に即した強力な指導を行っていく。

**【菅谷】**(2)教員は、単に教科内容を教えるだけでなく、家庭や地域とのパイプ役としての役割が期待される中、新規採用教員の場合、年齢的また社会経験の上においても、年長の者とのパイプ役という困難な役割を担わされることになる。新規採用が免罪符とならないことを考えれば、新規採用教員の研修や人材育成について思い切った工夫が必要と考えるがどうか。

**【教育長】**初任者研修においても福祉施設等で社会奉仕体験を実施しているが、2年目以降は、総合アドバイザーも活用し、初任者研修後のフォローアップをしていきたい。教員としての資質・能力向上を教員養成段階からはかるため、大学と共同してセミナーを開講する。

## 3) 国語教育について

**【菅谷】**国語力の低下が叫ばれて久しいが、国語力は、個人にとっては能力や教養、人格の基礎であり、国家・社会にとっては伝統文化の継承・発展、科学技術発展の基礎となる重要なものであり、国語力の低下は文化力の低下を意味するもので、極めて深刻な問題。

(1)最近の学校教育では算数・理科に重点がおかれ、国語力の重要性が見失われていることを懸念する。学校教育においては、全ての学問の基礎は国語であることを明確にすべきと考えるが、国語力をどのように位置付けているのか。また、人格形成に大きく影響を与える初等教育段階における国語教育の充実が重要と考えるがどうか。

**【教育長】**国語科を中心にしてすべての教育活動を通して言語環境を整え、児童・生徒の言語活動

が適正に行われる必要がある。初等教育段階では、あらゆる教育活動の基盤となるものであり、国語力を高めることはきわめて大切。

【菅谷】(2)国語教育で重要な点は、言葉の意味を知ることにより、辞書の活用が重要。パソコン等の情報機器の発達により、ボタン一つで言葉の意味が表示されるなど、辞書がこうした機器に取って代わられた現状に不安を感じるが、小学校における辞書の活用状況はどうか。また、国語力向上という観点から、辞書活用のあり方について、どのように考えているのか。

【教育長】3～4年生から国語辞典、漢字字典とも使い方に慣れ、調べる習慣が身につくよう指導している。辞書の活用は、多くの文字や語句を知り、幅広い知識を身につける上できわめて大切。今年度から、小中高校に国語力向上モデル校を指定し、実践研究を行っている。

【菅谷】(3)国語教育のもう一方の担い手として家庭と地域社会がある。国語教育の第一歩は、乳幼児期の親と子のコミュニケーションであり、子への正しい語りかけの重要性を強く訴える必要がある。また、地域社会は、子どもたちの生活の場であると同時に教育の場であるとの明確な認識を持つ必要がある。家庭、地域社会が、国語の重要性を認識し、国語を大切にすることを醸成されるよう、本府として積極的な働きかけが必要と考えるがどうか。

【教育長】国語教育の第一歩は、乳幼児期の家庭内のコミュニケーションであり、親との対話や本の読み聞かせが重要であることを保護者に啓発している。先の指定校では、学校図書を整備や子どもへの読み聞かせなど、家庭・地域社会と連携したとりくみを行っている。

【菅谷】(4)国語力低下の要因の一つに、読書量の減少が指摘される中、現在、読書活動推進計画の策定が進められているが、計画の策定に当たっては、学校、家庭、地域社会において、国語力の大切さや読書の重要性についての共通認識を確立させるとともに、各々の責任を明確にした上で、その果たすべき役割を示す必要があると考えるがどうか。

【教育長】府の「子どもの読書活動推進計画」でも、読書推進のための学校・家庭・地域社会の責任と役割、効果的な連携の大切さをもりこみ、子どもたちに読書に親しむ態度の育成や読書習慣の形成をはかっていきたい。

## 田中 卓爾（民主・府民連合 上京区） 2004年2月27日

### 1) 京都民医連中央病院問題について

【田中】①府医療・国保課は、(1)患者及び家族に対する説明と必要な対応、(2)実態把握と真相究明、(3)再発防止策の確立について、指示・指導を行った。この場合、本府はいかなる法的根拠に基づき指示と指導を行ったのか。

②原因究明委員会はいかなる法的根拠に基づき設置されたのか。また、病院の自発的意思に基づくものなのか。

③原因究明委員会は、嫌疑性菌の検査としては不適切と判断された検体の多さ、検査を指示した医師の臨床検査に対する認識の不十分さが明らかとなり、また、抗菌薬の選択方法に疑問を感ずることは少なくないと指摘し、医師の再教育の実施が望まれると結論付けた。原因究明委員会の報告で、中央病院の事件への認識が180度変化した。「医者も患者も被害者である」との当初の認識は、完全に消えたかと考えるが、この点についてどう判断されているか。

④原因究明委員会の認識に基づき、中央病院は、全体が一丸となって認識を共有すべく、病院として、組織として取り組んでいるのか。

⑤当初の神田元院長の「虚偽報告は治療に影響がなかったと考えているが、技師の勝手な判断は、医師と患者への裏切りで許されない」などの発言が問題を混乱させたと考えられる。また、医師と技師をはじめとする職員間の連携の不十分さが事件の要因の一つと考えるがどうか。

⑥内部監査制度を整備し、定期的に内部監査を実施することの指導に対し、中央病院は秋から内部監査の実施に向け、制度の確立を検討しているが、どこまで進んでいるのか。中央病院の内部監査結果は公表されるべきものだが、本府はいかに指導されているのか。

⑦「内部告発・公益通報制度」の導入に関し、中央病院は、4月1日に「内部連絡制度実施要綱」を定め、職員が病院の治療、介護体制などの全般に対し直接院長に連絡することを可能とするとともに、連絡した職員が不利益な取扱いを受けることなく身分を保証されることを明記したと報告しているが、現在、「内部告発・公益通報制度」はどこまで進んでいるのか。

⑧中央病院は、来年度 ISO9001 の取得を検討すると返答しているが、現在どこまで進んでいるのか。本府として府内の病院に対し ISO9001 の取得を指導しているのか。現在の取得数は。

⑨(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価を受診し、その結果を公表するとされているが、現在はどうであり、また本府では、日本医療機能評価機構をいかに考えているのか。また、府内における日本医療機能評価機構の認定病院数はいくつか。

**【知事】**府の指導状況を踏まえた基本的認識について私から答える。本件は、府民の健康や生命を守るべき病院においてあってはならない事件であり、医療界全体の信頼を損なう結果を招いた、断じて許すことのできない重大かつ遺憾な事件。府としては、医療法第1条の3において、「地方公共団体は良質かつ適正な医療を効率的に提供する体制の確保に努める」とされているので、この規定を踏まえ、事件発覚以降、検査部門のみならず病院組織運営上の課題など原因を徹底的に解明し、責任を明確にするため医療法第25条にもとづく報告の聴取権限や立入検査権を最大限駆使し、13回にわたる医療監視を実施するなど強い姿勢で臨んできた。原因究明委員会については、医療法第1条の3に規定する体制を確保するため、専門家の意見を聞くことが重要であると判断し、府・市の推薦した委員のみによる構成により、公正性、透明性を担保した上で、病院に設置させた。これらの医療監視や原因究明委員会の検討の結果、今回の事件は、当時の院長の認識とは異なり、医師の指示に従い検査を行う臨床検査技師の基本認識の欠如だけでなく、病院長およびこれを補佐すべき病院組織が日常的な職員の管理および業務の把握、点検を怠るなど、医療法に定める病院管理の責務が果たされていないことを確認した。事件発生当時の院長がその職を解かれているが、仮に引き続き職にとどまり必要な改善措置が講じられなかったとすれば、医療法第28条にもとづく管理者変更命令も考えられたところ。

この結果を踏まえ、本件の行政措置について、管理者の変更命令、構造設備基準違反の使用制限命令等、医療法をはじめとする他の法令も含め適用を検討してきたが、病院の管理運営自体が問題となった本件のような事件に対する医療関係法令の適用については、現在の法的な体系の中では知事の権限に限界があり、国に対し、知事の命令権限等が実効性のある形で行使できるよう法的整備を求めるとともに、医療法第1条の3の規定を踏まえ、行政指導としては最も厳しい改善勧告を行い、その後も計3回にわたり病院への医療監視を継続し、

すべての改善指示項目について、指導内容に従った取組みを行ったことを確認している。

国や京都市等との緊密な連携により、抜本的な改善に向けた取組みをさせることが今のところできているが、今回の事件を教訓に、関係団体とも連携し、医療事故防止や感染予防等の取組みを進め、今後とも府民の安心・安全な医療提供体制の確立に努めたい。

**【保健福祉部長】**中央病院の再発防止策については、虚偽報告の発生や長期間これが発覚しなかった原因の一つとして、組織運営面の問題の他、医師と技師間の情報等の意思疎通が十分できる体制でなかったこと等を指摘した。このため、内部監査制度の確立について勧告を行ったところであり、社団法人京都保険会においては、定期監査の範囲を従来の経理面を中心としたものから業務執行面にも拡大をはかるとともに、院長や事務長も現場の定期巡視によって業務執行状況の確認を行い、その結果に基づき人員の適正配置を計画的に進めるため、技術職員を含めた定期人事異動を4月に実施する予定と承知している。

内部監査制度は、病院運営の適正化のため、病院自らの努力により実施するもので、その結果を公表することを前提としていないが、他方で、第三者により医療サービスの内容まで踏み込み包括的に病院運営を公平かつ厳正に評価するため、改善勧告において財団法人・日本医療機能評価機構等の評価を受けることと、その結果の公表を指導してきた。昨年9月末に審査が実施されたが、審査結果が出るまでには半年程度を要するとのことであり、まだ結果は出ていないものと承知している。なお、財団法人・日本医療機能評価機構は、厚生労働省や日本医師会などが医療における質の向上のために医療機関の評価を学術的な観点から中立的な立場で評価し、医療機関における運営上の問題点の改善を支援するために設立されたもので、府内の20の医療機関が認証病院となっている。

内部告発制度については、昨年4月1日に関係規定を制定し、職員に周知を図るとともに、7月には職員専用の意見箱を各部署に設置するなど、職員が自由に意見を院長に伝えることができる環境づくりが進められていることを確認しているが、今までのところ京都府・市への内部告発はない。

ISO9001の取得は本来、製造業工場における品質管理を手続き面から評価する国際規格であり、府として医療機関での取得を指導しているものではないが、患者サービスの向上につながるため、その導入を京都民医連中央病院が自主的に検討しているもので、平成17年度中に審査を受けることを目途に準備が進んでいる。その認定は、財団法人・日本適合性認定協会の審査機関が申請を受け実施するもので、京都府ですでに6医療機関が認定済み。

現在、京都民医連中央病院では、改善勧告で指摘したすべての項目についての取組みが進められているが、病院の抜本的改善と再発防止を確かなものにするために、京都市と連携し、引き続き必要な指導を厳格に実施していきたい。